

## 令和3年度茨城県交通安全ポスター作品募集要項

### 1 趣旨

県内の小・中・高校生から交通安全に関するポスターを募集することにより、児童・生徒の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故防止に資する。

### 2 主催

茨城県・茨城県交通対策協議会

### 3 応募規定

#### (1) 募集作品の内容

茨城県交通安全県民運動の重点に沿ったポスターを、下記ア～ウに留意の上、自由に制作してください。

#### ア 運動の重点（※は最重点項目）

- ・飲酒運転の根絶※
- ・高齢者の交通事故防止※
- ・子供の交通事故防止
- ・歩行者の保護
- ・夕暮れ時から夜間における交通事故防止
- ・全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- ・自転車の安全利用の推進

#### イ 題材例

- ・飲酒運転の禁止、ハンドルキーパー運動の推進（飲酒運転の根絶）
- ・反射材の着用、思いやり運転の励行（高齢者の交通事故防止）
- ・通学路及び横断歩道の正しい歩き方、飛び出し注意（子供の交通事故防止）
- ・信号機のない横断歩道等における一時停止や減速、思いやり運転の励行（歩行者の保護）
- ・ライトの早めの点灯とこまめな切り替え（夕暮れ時から夜間における交通事故防止）
- ・シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用方法  
（全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底）
- ・自転車の正しい乗り方、ヘルメットの着用（自転車の安全利用の推進）

#### ウ スローガン（使用する場合は、原文のまま使用してください。）

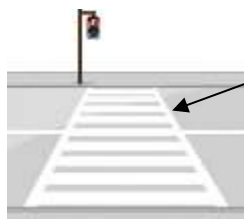
- ・飲酒運転 崩れる未来 戻らぬ時間 （飲酒運転の根絶）【年間重点】
- ・気をつけて ゆっくり歩く おとしより （高齢者の交通事故防止）【年間重点】
- ・急いでも 見逃さないで 小さな手 （子供の交通事故防止）【春の県民運動】
- ・見る止まる 歩行者優先 心がけ （歩行者の保護）
- ・暗い道 あなたを守る 反射材 （夕暮れ時から夜間における交通事故防止）  
【秋の県民運動】
- ・その笑顔 シートベルトが 守ります （全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底）
- ・あぶないよ 画面見ないで 前を見て （自転車の安全利用の推進）【夏の県民運動】

(2) 注意事項

- ア 作品は未発表のもので、一人一点に限ります。(合作は不可)
- イ 小学3年生以上は、必ずポスターに文字を入れてください。(小学1・2年生は文字がなくても結構です) その際、文字等は正確に記載してください。また、標語・スローガン等を記載する場合には、原文のまま使用してください。
- ウ 横断歩道や道路標識などは道路交通法その他の法令に適合するよう、正確に記載してください。(例を参照)

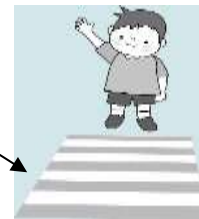
(例)

【横断歩道】



×誤り

横断歩道の横に  
白線は描かない



○正しい

【信号機】



左から、青・黄・赤の順とすること。

【歩行者用信号機】

上が赤「止まれ」、下が青「進行することができる」  
人のイラストはできるだけ正確に描くこと。

止まれ 進行することができる



信号機及び歩行者用信号機については、どの信号が  
灯火しているのか分かるように描くこと。

【シートベルト・チャイルドシート】



横のベルト (腰の部分)  
も正確に描くこと。



【道路標識】



道路交通法で定められてい  
るとおりに描くこと。

- エ 特定の商品が識別できる表現は、できるだけ避けてください。

### (3) 応募作品の規格など

#### ア 作品の規格

- ・大きさ 四つ切り (380 mm×540 mm) の画用紙 (なるべく縦にして使用)
- ・画材 水彩絵具、クレヨン、ポスターカラー、ペン、マジック等  
※規格外となるもの：パソコンを使用した作品、切り絵、ちぎり絵  
印刷物を貼りつけた作品

#### イ 応募資格

- ・県内に在住、又は通学する小学生、中学生、高等学校生及び特別支援学校生

#### ウ 締切日

- ・児童・生徒の皆さんは令和3年9月1日(水)までに各学校に提出してください。

#### エ 応募票

- ・作品の裏面右下に必ず応募票(様式1)を貼り付けてください。

## 4 応募作品の提出

### (1) 各市町村立小・中学校

優秀な作品を学年ごとに1点選定し、作品の裏面右下に様式1(応募票)を貼付し、様式3(応募者名簿)を添え、9月6日(月)までに各市町村教育委員会に提出してください。

**※各学校での応募者数を把握するため、作品総数を記載してください。**

各市町村教育委員会は、各市町村立小・中学校から提出された作品を取りまとめ、作品裏面の様式1(応募票)を確認の上、様式2(送り状)及び様式3(各学校から提出された応募者名簿)のコピーを添えて、9月10日(金)までに県生活文化課安全なまちづくり推進室へ提出してください。

### (2) 国立・私立・県立学校

小・中学校の部門については学年ごとに1点選定した優秀な作品、高等学校・特別支援学校の部門については応募された全作品の裏面右下に様式1(応募票)を貼付し、様式2(送り状)及び様式3(応募者名簿)を添えて、9月10日(金)までに県生活文化課安全なまちづくり推進室へ提出してください。

**※各学校での応募者数を把握するため、応募総数を記載してください。**

## 5 審査及び結果

(1) 応募作品は、審査会において厳正な審査を行い、入賞作品を決定します。

(2) 入賞者については、文書により、各市町村教育委員会教育長及び入賞者の所属学校長に通知します。

## 6 賞及び表彰

### (1) 賞

小・中学校の各学年(小学1年生の部から中学3年生の部)、高等学校(全学年)・特別支援学校(全学年)の各部門からそれぞれ1点を次の区分により表彰します。なお、各部門の各賞表彰数は1点とします。また、応募状況により、該当のない賞もでる場合があります。

最優秀賞	県知事賞
優秀賞	県議会議長賞 県教育委員会教育長賞 県警察本部長賞 県交通安全協会長賞 県安全運転管理協会長賞 県交通安全母の会連合会長賞
佳作	佳い作品ではあるが最優秀賞・優秀賞には該当しない作品

## (2) 表彰

最優秀賞、優秀賞及び佳作の入賞者に対して、各市町村教育委員会又は該当する各国立・私立・県立学校を通じて賞状を贈ります。

## 7 作品の活用

最優秀及び優秀作品は、関係行事での展示、交通安全関係資料（ポスター、パンフレット、広報誌等）への使用やホームページへの掲載等の方法で啓発媒体として活用します。

また、関係機関・団体からの要望により作品の貸し出しにも応じます。

## 8 その他

(1) 入賞作品の著作権は、茨城県に帰属します。

(2) 応募作品は、原則返却いたします。

返却方法は、各市町村教育委員会又は該当する各国立・私立・県立学校を通じて返却します。

(3) 問い合わせ先

茨城県県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室 担当：浅野

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

TEL：029-301-2842

FAX：029-301-2848

E-mail：seibun6@pref.ibaraki.lg.jp